

野尻湖のオオクチバス等再放流禁止指示解除申請書の概要

項目	内容	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	
1 解除項目	水域	関川水系 野尻湖	関川水系 野尻湖	関川水系 野尻湖	関川水系 野尻湖	関川水系 野尻湖	
	対象魚類	オオクチバス、 コクチバス	オオクチバス、 コクチバス	オオクチバス、 コクチバス	オオクチバス、 コクチバス	オオクチバス、 コクチバス	
2 逸出防止施設	所在地・規模・ 構造 (L:3.9m、H:0.6m)	①御小屋用水路 逸出防止スクリーン 装置1：開口25mm(既設) 装置2：開口20mm(新設) 装置3：開口10mm(新設)	①御小屋用水路 逸出防止スクリーン 装置1：開口25mm(既設) 装置2：開口20mm(新設) 装置3：開口10mm(新設)	①御小屋用水路 逸出防止スクリーン 装置1：開口25mm(既設) 装置2：開口20mm(新設) 装置3：開口10mm(新設)	①御小屋用水路 逸出防止スクリーン 装置1：開口25mm(既設) 装置2：開口20mm(新設) 装置3：開口10mm(新設)	①御小屋用水路 逸出防止スクリーン 装置1：開口25mm(既設) 装置2：開口20mm(新設) 装置3：開口10mm(新設)	
		②小丸山用水路 逸出防止スクリーン 装置1：開口25mm(既設) 装置2：開口20mm(新設) 装置3：開口10mm(新設)	②小丸山用水路 逸出防止スクリーン 装置1：開口25mm(既設) 装置2：開口20mm(新設) 装置3：開口10mm(新設)	②小丸山用水路 逸出防止スクリーン 装置1：開口25mm(既設) 装置2：開口20mm(新設) 装置3：開口10mm(新設)	②小丸山用水路 逸出防止スクリーン 装置1：開口25mm(既設) 装置2：開口20mm(新設) 装置3：開口10mm(新設)	②小丸山用水路 逸出防止スクリーン 装置1：開口25mm(既設) 装置2：開口20mm(新設) 装置3：開口10mm(新設)	②小丸山用水路 逸出防止スクリーン 装置1：開口25mm(既設) 装置2：開口20mm(新設) 装置3：開口10mm(新設)
		③関川水系 池尻川 逸出防止ネット 装置1：網目コマ20mm (新設) 装置2：網目コマ20mm (新設) 装置3：網目コマ15mm (新設)	③関川水系 池尻川 逸出防止ネット 装置1：網目コマ20mm (新設) 装置2： 網目コマ15mm (新設) 装置3： 網目コマ 5mm (新設)	③関川水系 池尻川 逸出防止ネット 装置1：網目コマ20mm (新設) 装置2：網目コマ15mm (新設) 装置3：網目コマ 5mm (新設)	③関川水系 池尻川 逸出防止ネット 装置1：網目コマ20mm (新設) 装置2：網目コマ15mm (新設) 装置3：網目コマ 5mm (新設)	③関川水系 池尻川 逸出防止ネット 装置1：網目コマ20mm (新設) 装置2：網目コマ15mm (新設) 装置3：網目コマ 5mm (新設)	③関川水系 池尻川 逸出防止ネット 装置1：網目コマ20mm (新設) 装置2：網目コマ15mm (新設) 装置3：網目コマ 5mm (新設)
3 逸出防止管理体制	施設の管理体制	①点検方法 ・網及びスクリーンの損傷の有無の確認 ・網及びスクリーンの除塵及び清掃	① 点検方法 ・網及びスクリーンの損傷の有無の確認 ・網及びスクリーンの除塵及び清掃	① 点検方法 ・網及びスクリーンの損傷の有無の確認 ・網及びスクリーンの除塵及び清掃	① 点検方法 ・網及びスクリーンの損傷の有無の確認 ・網及びスクリーンの除塵及び清掃	①点検方法 ・網及びスクリーンの損傷の有無の確認 ・網及びスクリーンの除塵及び清掃 ・作業手順を統一するための対策	
		②点検頻度 週2回(月、木)	②点検頻度 原則毎日(網を上げて行う点検を1ヶ月に1回以上)	② 点検頻度 原則毎日(網を上げて行う点検を1ヶ月に1回以上)	②点検頻度 原則毎日(網を上げて行う点検を1ヶ月に1回以上)	③ 点検頻度 原則毎日(網を上げて行う点検を1ヶ月に1回以上)	
		③不具合発生時の対応 ・網については予備のものと即時交換 ・鋼製スクリーンについては即時現地において修繕 ・施設の損傷が激しい場合関係機関と協議し水路断水等により修繕	③不具合発生時の対応 ・網については予備のものと即時交換 ・鋼製スクリーンについては即時現地において修繕 ・施設の損傷が激しい場合関係機関と協議し水路断水等により修繕 ・ 速やかに不具合の状況及び対応について内水面漁場管理委員会に報告 ・ 直ちに逸出魚の有無について調査し、内水面漁場管理委員会に報告	③不具合発生時の対応 ・網については予備のものと即時交換 ・鋼製スクリーンについては即時現地において修繕 ・施設の損傷が激しい場合関係機関と協議し水路断水等により修繕 ・速やかに不具合の状況及び対応について内水面漁場管理委員会に報告 ・直ちに逸出魚の有無について調査し、内水面漁場管理委員会に報告	③不具合発生時の対応 ・網については予備のものと即時交換 ・鋼製スクリーンについては即時現地において修繕 ・施設の損傷が激しい場合関係機関と協議し水路断水等により修繕 ・速やかに不具合の状況及び対応について内水面漁場管理委員会に報告 ・直ちに逸出魚の有無について調査し、内水面漁場管理委員会に報告	③不具合発生時の対応 ・網については予備のものと即時交換 ・鋼製スクリーンについては即時現地において修繕 ・施設の損傷が激しい場合関係機関と協議し水路断水等により修繕 ・速やかに不具合の状況及び対応について内水面漁場管理委員会に報告 ・直ちに逸出魚の有無について調査し、内水面漁場管理委員会に報告 ・ 施設の不具合を発見及び補修・修繕が完了した翌日から、最低2回連続して逸出魚が確認されなくなるまで電気ショッカー等による集中的な捕獲	
		④ 点検の記録方法 施設の点検結果を、点検項目を記載した専用記録用紙に記録保存し、年度毎の記録の写しを次年度5月末日までに内水面漁場管理委員会に提出する。 但し内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度にかかわらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する	④点検の記録方法 施設の点検結果を、点検項目を記載した専用記録用紙に記録保存し、年度毎の記録の写しを次年度5月末日までに内水面漁場管理委員会に提出する。 但し内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度にかかわらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する	④点検の記録方法 施設の点検結果を、点検項目を記載した専用記録用紙に記録保存し、 日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。 但し内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する	④点検の記録方法 施設の点検結果を、点検項目を記載した専用記録用紙に記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。 但し内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する	⑤ 点検の記録方法 施設の点検結果を、点検項目を記載した専用記録用紙に記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会に 電子メールやファックス 等で報告する。 但し内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度に関わらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する	

逸出魚の監視体制	①監視方法 目視観察及び投網、タモ網等による捕獲	①監視方法 目視観察及び 電気ショッカー 等による捕獲	①監視方法 目視観察及び電気ショッカー等による捕獲	①監視方法 目視観察及び電気ショッカー等による捕獲	①監視方法 目視観察及び電気ショッカー等による捕獲
	②監視場所と監視ルート 1番：御小屋用水路 2番：小丸山用水路 3番：池尻川 4番：関川	②監視場所と監視ルート 1番：御小屋用水路 2番：小丸山用水路 3番：池尻川 4番：関川	②監視場所と監視ルート 1番：御小屋用水路 2番：小丸山用水路 3番：池尻川 4番：関川	②監視場所と監視ルート 1番：御小屋用水路 2番：小丸山用水路 3番：池尻川 4番：関川	②監視場所と監視ルート 1番：御小屋用水路 2番：小丸山用水路 3番：池尻川 4番：関川
監視頻度	・毎週2回以上（月曜日、木曜日、その他必要に応じて監視する） ・投網、タモ等による確認については月1回以上とする	・ 原則毎日目視で確認する ・ 逸出魚であることを否定できない魚が発見されたときは捕獲し、確認する ・ 電気ショッカー 等による確認については月1回以上とする	・原則毎日目視で確認する ・逸出魚であることを否定できない魚が発見されたときは捕獲し、確認する ・電気ショッカー等による確認については月1回以上とする	・原則毎日目視で確認する ・逸出魚であることを否定できない魚が発見されたときは捕獲し、確認する ・電気ショッカー等による確認については 10日に1回程度 とする	・原則毎日目視で確認する ・逸出魚であることを否定できない魚が発見されたときは捕獲し、確認する ・電気ショッカー等による確認については10日に1回程度とする
逸出魚発見時の対策方法	・逸出魚であることを否定できない魚が発見された時は捕獲し、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルの場合駆除する。その他の魚類は捕獲後、野尻湖に再放流する ・関川において発見したオオクチバス、コクチバス、ブルーギルの場合捕獲駆除する。その他の魚類は捕獲後、関川に再放流する	・ 速やかに逸出魚の状況及び対応について内水面漁場管理委員会に報告し、指示に従い徹底して駆除する。また駆除終了後にも報告する	・速やかに逸出魚の状況及び対応について内水面漁場管理委員会に報告し、指示に従い徹底して駆除する。また駆除終了後にも報告する	・ オオクチバス等が監視場所で発見され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合、及び洪水等不測の事態があった場合は、前者の場合は逸出魚が確認された翌日から、後者の場合は洪水等の不測の事態が終息して監視が可能となった日から、監視頻度を可能な限り高め、最低2回連続して逸出魚が捕獲されなくなるまで、電気ショッカーによる捕獲に努めるとともに、逸出状況等及び駆除効果を内水面漁場管理委員会に報告する。	・オオクチバス等が監視場所で発見され、当該魚が逸出魚であることを否定できない場合、及び洪水等不測の事態があった場合は、前者の場合は逸出魚が確認された翌日から、後者の場合は洪水等の不測の事態が終息して監視が可能となった日から、監視頻度を可能な限り高め、最低2回連続して逸出魚が捕獲されなくなるまで、電気ショッカーによる捕獲に努めるとともに、逸出状況等及び駆除効果を内水面漁場管理委員会に報告する。 ・ 捕獲場所について規定
監視記録方法	・検査の結果、監視項目を記載した専用記録用紙に記録保存し、年度ごとの記録の写しを次年度5月末日までに内水面漁場管理委員会に提出する。但し、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度にかかわらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する	・検査の結果、監視項目を記載した専用記録用紙に記録保存し、年度ごとの記録の写しを次年度5月末日までに内水面漁場管理委員会に提出する。但し、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度にかかわらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。	逸失魚の監視結果を、監視項目を記載した専用記録用紙に記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。 但し、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度にかかわらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。	逸失魚の監視結果を、監視項目を記載した専用記録用紙に記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会にファックス等で報告する。但し、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度にかかわらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。	逸失魚の監視結果を、監視項目を記載した専用記録用紙に記録保存し、日報を原則毎日、内水面漁場管理委員会に 電子メール やファックス等で報告する。但し、内水面漁場管理委員会が必要と認めるときは、年度にかかわらず記録の写しを速やかに内水面漁場管理委員会あてに提出する。
4 その他		野尻湖の緊急放水その他特段の事情があった場合は、その状況を観察、記録し、内水面漁場管理委員会に報告する。	・野尻湖の緊急放水その他特段の事情があった場合は、その状況を観察、記録し、内水面漁場管理委員会に報告する。 ・ 逸出防止施設は、オオクチバス等が容易に逸出できないよう、より効果的な施設の検討をすすめていく。 ・ 逸出防止施設の管理及び逸出魚の監視は、代替要員を確保した体制とする。	・ 野尻湖の緊急放水等（東北電力の管理上の放水を含む）特段の事情があった場合は、「3逸出防止管理体制 逸出魚発見時の対応方法」を行う。 ・逸出防止施設は、オオクチバス等が容易に逸出できないよう、より効果的な施設の検討をすすめていく。 ・逸出防止施設の管理及び逸出魚の監視は、代替要員を確保した体制とする。	・野尻湖の緊急放水等（東北電力の管理上の放水を含む）特段の事情があった場合は、「3逸出防止管理体制 逸出魚発見時の対応方法」を行う。 ・逸出防止施設は、オオクチバス等が容易に逸出できないよう、より効果的な施設の検討をすすめていく。 ・逸出防止施設の管理及び逸出魚の監視は、代替要員を確保した体制とする。 ・ 内水面漁場管理委員会の調査において、逸出魚が確認された場合は、内水面漁場管理委員会と申請者で調整の上、原因究明と捕獲等の対応を行う。
5 解除期間	平成21年4月1日から	平成24年4月1日から	平成27年4月1日から	平成30年4月1日から	令和3年4月1日から